

行	用 語	解 説 等
〔ア〕	一部事務組合	〔イチブジツムクミアイ〕 地方自治法に基づき、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
	一般会計	〔イッパンカイケイ〕 地方公共団体における会計区分の1つで、財政を包括的、一般的に経理する会計。福祉や教育、消防など国民・住民に広く行われる事業における歳入・歳出の会計。
	一般財源	〔イッパンザイゲン〕 収入した時点でその用途が特定されておらず、地方自治体の裁量によって使用できる財源。税、地方交付税など。 特定財源〔トケイザイゲン〕
〔カ〕	回収不能見込額	〔カイシュウフノウミコミガク〕 未収金や長期延滞債務のうち、回収不能となることが見込まれる金額
	官庁会計	〔カンチョウカイケイ〕 = 公会計〔コウカイケイ〕。地方自治法に基づく地方公共団体で行われている会計。一般会計、特別会計及び公営企業会計の3種類からなる。企業会計〔キギョウカイケイ〕
	企業会計	〔キギョウカイケイ〕 会社法などに基づき企業に適用される会計で、その目的から財務会計と管理会計に区分される。 公会計〔コウカイケイ〕または官庁会計〔カンチョウカイケイ〕
	基金	〔キンキン〕 特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産。
	基礎的財政収支	〔キソテキザイセイシュウシ〕 = プライマリーバランス。公債などの借入収入を除いた税収などによる歳入と、借入に対する元利払いを除いた歳出との収支。
	行政コスト計算書	〔キョウセイコストケイサンショ〕 財務書類四表の一つ。資産形成以外の行政サービスに要した費用とその費用をどのような収入で賄ったかを表した計算書。
	決算統計	〔ケツサントウケイ〕 = 地方財政状況調査。「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」（一九五三（昭和二八）年）に基づいて、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、これを集計したものが最終的には「地方財政白書」として公表される。
	減価償却	〔ケンカショウキヤク〕 長期間にわたって使用される固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続き。
	現金主義	〔ケンキンシュキ〕 会計概念の一つで、収益と費用を現金の受け渡しの時点で認識する会計原則。 発生主義〔ハッセイシュキ〕
	公営企業	〔コウエイキギョウカイケイ〕 地方財政法に基づき、地方公共団体が企業として経営する事業。給水事業、下水道事業、病院事業、交通事業など。事業の経理は、特別会計を設けて行う。
	公営事業	〔コウエイジギョウカイケイ〕 競馬など収益事業特別会計、国民保健特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、交通災害事業特別会計などと、水道、病院、交通などの公営企業会計を指す。決算統計上では、特別会計に属するべき事業を「公営事業会計」（「公営企業会計」ではないことに注意）として定義。
公会計	〔コウカイケイ〕 財政法や地方自治法などに基づき国及び地方公共団体で行われている会計。一般会計、特別会計及び公営企業会計の3種類からなる。企業会計〔キギョウカイケイ〕	
公共資産等整備国 県補助金等	〔コウキョウシヤントウセヒク ニケンホジョキン〕 財産を取得した財源のうち、国・県から補助を受けた部分。	
〔サ〕	債務保証	〔サイムホショウ〕 債権者・債務者以外の第三者が、債務者のためにその債務の履行を保証する行為。
	資金収支計算書	〔シンキンシュウシケイサンショ〕 財務書類四表の一つ。貸借対照表に計上される流動資産の歳計現金が期首に比べ、どのように変動したかを表す計算書。
	資産評価差額	〔シヤンヒョウサカク〕 資産を再評価、時価評価等した際に生ずる取得価格との差額。

市全体	[シェンタイ]	普通会計と公営事業会計との合算。
純資産変動計算書	[シュンサンハンドウケイサンショ]	財務書類四表の一つ。貸借対照表に計上されている純資産が、期首に比べ、どのように変動したかを表す計算書。
新地方公会計制度	[シンチホウコウカケイセイド]	公会計は、地方自治法に基づき現金主義による会計が行われているが、現金主義・単式簿記では資産・債務の情報が表されないため、自治体の資産・債務改革等に資するツールとして整備された。会計のモデルとして、基準モデルと総務省方式改訂モデルがあり、そのほかに東京都方式などの独自モデルがある。
生活インフラ	[セイカツインフラ]	有形固定資産の内訳科目の1つ。決算統計上の目的区分 = 土木費、道路、橋りょうなどに係る資産。
性質別	[セイシツハツ]	経費の性質に着目して分類したもの。人件費、物件費、社会保障給付など。 目的別 [モクテキハツ]
損失補償	[ソンシツホシヨウ]	財政援助の一種としての損失補償は、特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対し、その損失を補償すること。
[タ] 第三セクター等	[ダイサンセクタートウ]	地方公共団体が出資(出損)する株式会社、財団法人など。出資比率50%以上の全ての法人、出資比率25%以上50%未満の法人のうち、法人経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人は、連結の対象となる。
貸借対照表	[タイシャクタイシヨウヒョウ]	財務書類四表の一つ。バランスシートとも呼ばれ、ある一定時点における資産、負債、純資産の状態を示す表。
単式簿記	[タンシキホキ]	資金の収支を重視し、財産・債務については収支の結果とする簿記方法。取引の結果として、どれだけ資金が増減したのかを表す。
地方交付税	[チホウコウフセイ]	国の財政制度のひとつ。国が地方公共団体の財源の偏在を調整するために交付され、普通交付税と特別交付税に区分される。
地方財政状況調査	[チホウサイセイシヨウキョウチョウサ]	= 決算統計。「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(一九五三(昭和二八)年)に基づいて、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、これを集計したものが最終的には「地方財政白書」として公表される。
地方三公社	[チホウサンコウシャ]	土地開発公社、住宅供給公社、道路公社。
長期延滞債権	[チョウキエンタイサイケン]	収入未済額のうち、回収が1年を超えてなされていないもの。
特定財源	[トクテイサイケン]	収入の段階で用途が特定されている財源。補助金・交付金、地方債、使用料など。 一般財源 [イッパンサイケン]
特別会計	[トクベツカケイ]	国及び地方公共団体における会計区分の1つで、特定の収入を特定の目的に使う場合で、一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行なわれる会計。国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会など。
特別交付税	[トクベツコウフセイ]	普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要(地震、台風等自然災害による被害など)に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付。
[ハ] 売却可能資産	[ハイキヤクカノウシサン]	現に公用もしくは公共用に供されていない公共資産。
発生主義	[ハッセイシユキ]	会計概念の一つで、現金の収入や支出に関係なく、収益や費用の事実が発生した時点で認識する会計原則。 現金主義 [ケンキンシユキ]
引当金	[ヒキアテキン]	将来の特定の費用または損失に備えて、当期に負担すべき金額を合理的に見積もり計上したもの。
複式簿記	[フクシキホキ]	資産、負債、資本、費用又は収益の勘定科目を用いて借方と貸方に記入する仕訳(しわけ)と呼ばれる手法で記録・計算・整理する簿記方法。取引を原因と結果という二つの側面から把握。

	普通会計	[ツウカイケイ]	市町村の基本的な施策を行うための一般会計と、法律で特別会計としなければならない公営事業会計以外の特別会計との合算。
	普通交付税	[ツウコウフセイ]	地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付。基準財政需要額に対して基準財政収入額が超過している地方公共団体に対しては交付されない。
	プライマリーバランス	[プライマリーバランス]	= 基礎的財政収支。公債などの借入収入を除く税金などによる歳入と、借入に対する元利払いを除く歳出との収支。
【マ】	未収金	[ミシュキン]	収入未済額から長期延滞債権を差し引いた残りの額(回収期限から1年以内のもの)。
	目的別	[モクテキハツ]	経費の目的に着目して分類したもの。生活インフラ、教育、福祉など。性質別 [モクテキハツ]
【ヤ】	有形固定資産	[ヲウケイコテイシヤン]	公有財産のうち不動産、動産およびそれらの従物。
【ラ】	連結	[レンケツ]	市全体と一部事務組合、地方三公社、第三セクター等との合算。